

(令和7年5月21日提出)

令和7年5月議会臨時会議案

新 潟 市

令和7年5月議会臨時会議案

目 次

議案第43号	令和7年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第44号	令和7年度新潟市下水道事業会計補正予算	5
議案第45号	市長専決処分について	7

議案第 4 3 号

令和 7 年度新潟市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度新潟市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 9, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 2 6, 9 1 9, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 5 月 2 1 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
24 繰越金		1	20,200	20,201
	1 繰越金	1	20,200	20,201
26 市債		32,432,300	198,800	32,631,100
	1 市債	32,432,300	198,800	32,631,100
歳入	合計	426,700,000	219,000	426,919,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		47,157,392	219,000	47,376,392
	1 総務管理費	42,086,184	219,000	42,305,184
歳 出	合 計	426,700,000	219,000	426,919,000

第2表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化施設整備事業費	2,510,300	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	2,709,100	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 4 4 号

令和 7 年度新潟市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度新潟市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度新潟市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 3 号中「管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業 20, 272, 530 千円」を「管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業 20, 589, 530 千円」に改める。

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 13, 482, 806 千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 591, 647 千円、当年度損益勘定留保資金等 12, 891, 159 千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 13, 482, 895 千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 591, 647 千円、当年度損益勘定留保資金等 12, 891, 248 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的収入	30,516,413	316,911	30,833,324
第 1 項 企業債	21,175,800	243,700	21,419,500
第 2 項 国県補助金	6,055,719	73,211	6,128,930

支 出

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的支出	43,999,219	317,000	44,316,219
第 1 項 建設改良費	22,013,242	317,000	22,330,242

(企業債)

第 4 条 予算第 6 条に定めた下水道事業に係る企業債について、その限度額を次のように改める。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
下水道事業	21,447,800	21,691,500

令和 7 年 5 月 2 1 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 4 5 号

市長専決処分について

下記事件について地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を得たい。

令和 7 年 5 月 2 1 日提出

新潟市長 中原 八一

記

（令和 6 年度分）

専決第 6 号 令和 6 年度新潟市一般会計補正予算（第 1 2 号）専決処分書

（令和 7 年度分）

専決第 1 号 新潟市市税条例の一部を改正する条例について専決処分書

専決第 2 号 新潟市立高等学校条例及び新潟市立中等教育学校条例の一部を改正する条例
について専決処分書

専決第 6 号

令和 6 年度新潟市一般会計補正予算（第 1 2 号）専決処分書

令和 6 年度新潟市の一般会計補正予算（第 1 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 2 2 3, 4 2 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 6 8, 9 9 9, 1 0 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

上記地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 地方交付税		83,192,354	2,268,480	85,460,834
	1 地方交付税	83,192,354	2,268,480	85,460,834
19 国庫支出金		96,761,513	△ 452,853	96,308,660
	1 国庫負担金	63,659,938	△ 452,853	63,207,085
26 市債		46,544,600	407,800	46,952,400
	1 市債	46,544,600	407,800	46,952,400
歳入	合計	466,775,681	2,223,427	468,999,108

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		47,326,173	2,268,480	49,594,653
	1 総務管理費	42,938,746	2,268,480	45,207,226
11 災害復旧費		6,199,308	△ 45,053	6,154,255
	1 公共土木施設災害復旧費	5,376,380		5,376,380
	2 その他施設災害復旧費	822,928	△ 45,053	777,875
歳 出	合 計	466,775,681	2,223,427	468,999,108

第2表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共土木施設災害復旧事業費	1,610,800	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に	1,921,800	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に
その他施設災害復旧事業費	3,176,000	又は債券発行 (他の地方公共団体と共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる場合 で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	3,272,800	又は債券発行 (他の地方公共団体と共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる場合 で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

専決第 1 号

新潟市市税条例の一部を改正する条例について専決処分書

新潟市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

上記地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

新潟市長 中原 八一

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和 37 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 4 項中「規則で定める様式による申請書にその理由等を記載して」を「その理由を記載した申請書を」に改め、同条第 5 項中「納税者又は特別徴収義務者に規則で定める様式による通知書により」を「記載した通知書により、納税者又は特別徴収義務者に」に改める。

第 13 条第 1 項中「規則で定める様式による納税管理人申告書（以下「納税管理人申告書」という。）」を「納税管理人申告書」に改める。

第 14 条第 3 項中「規則で定める様式による納入通知書（以下「納入通知書」という。）」を「納入通知書」に改める。

第 28 条第 7 項中「規則で定める様式による」を削り、同条第 8 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改め、「規則で定める様式による」を削る。

第 35 条第 1 項中「規則で定める」を「定めるものとする」に改め、「（次条において同じ。）」を削る。

第 40 条の 3、第 40 条の 4 及び第 44 条第 1 項中「規則で定める様式による」を削る。

第 45 条の 10 中「規則で定める様式による通知書（以下「通知書」という。）」を「通知書」に改める。

第 48 条第 1 項、第 49 条第 1 項、第 50 条第 1 項、第 51 条、第 51 条の 2 第 1 項、

第52条並びに第57条第2項及び第3項中「規則で定める様式による」を削る。

第65条第1項を削り、同条第2項中「前項の納税通知書」を「固定資産税の納税通知書（前条第2項の規定によつて固定資産税を徴収する場合において納税者に交付する納税通知書を除く。）」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第2項とする。

第67条第2項及び第70条第1項中「規則で定める様式による」を削る。

第78条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000円

第82条を次のように改める。

（種別割の納税通知書）

第82条 種別割の納税通知は、納税通知書により行う。

第85条第2項中「規則で定める様式による」を削り、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

（1） 軽自動車等の種別

第86条第2項中「身体障がい者又は」を「身体障がい者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、「規則で定める様式による」を削り、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「規則で定める様式による」を

削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第87条第8項中「き損」を「毀損」に改め、「規則で定める様式による」を削る。

第87条の2第4項中「規則で定める様式による」を削り、同条第8項中「き損」を「毀損」に改め、「規則で定める様式による」を削る。

第102条及び第103条中「規則で定める様式による」を削る。

第136条の3第2項中「規則で定める様式による」を削り、同項第2号中「地番」の次に「、地目」を加える。

第141条第3項中「規則で定める様式による」を削る。

第144条第1項中「規則で定める様式による」を削り、同項に後段として次のように加える。

申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

第144条第2項を削る。

第146条の8及び第146条の12第2項中「規則で定める様式による」を削る。

附則第8条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に法施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項

の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第19条の4中「、第32項、第34項、第38項若しくは第45項」を「から第33項まで若しくは第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第78条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

専決第2号

新潟市立高等学校条例及び新潟市立中等教育学校条例の一部を改正する条例について専決処分書

新潟市立高等学校条例及び新潟市立中等教育学校条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

新潟市長 中原 八一

新潟市立高等学校条例及び新潟市立中等教育学校条例の一部を改正する条例

（新潟市立高等学校条例の一部改正）

第1条 新潟市立高等学校条例（昭和39年新潟市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第1号を次のように改める。

（1） 4月分から10月分まで 11月25日

第7条第3項第3号を削り、同条第4項を削り、同条第5項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

（新潟市立中等教育学校条例の一部改正）

第2条 新潟市立中等教育学校条例（平成20年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第1号を次のように改める。

（1） 4月分から10月分まで 11月25日

第7条第3項第3号を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。